

第3期中野区児童福祉審議会 第2回全体会

【日時】 令和8年6月1日（月）18時30分～20時22分

【会場】 中野区役所7階 703会議室

【出席者】

（1）出席委員 11名

川松委員長、新開副委員長、片倉委員、上鹿渡委員、黒田委員、櫻井委員、須江委員、芳賀委員、木村委員、野澤委員、山本委員（欠席：秋山委員、熊上委員）

（2）関係部課長 7名

子ども家庭支援担当部長 1名

児童相談所長 1名

児童相談所副所長 1名

一時保護所長 1名

子ども教育部課長 4名

（3）事務局 3名

子ども政策担当課長、子ども・教育政策課子ども政策調整係3名

【会議次第】

（1）委嘱式

（2）委員自己紹介

（3）関係職員の紹介

（4）令和7年度の各部会より報告

（5）里親制度の充実に向けた取組みについて（児童福祉課）

（6）「子ども中心」の取組みについて（児童福祉課）

（7）共同親権等の導入に伴う区の対応について（子育て支援課）

（8）こども誰でも通園制度について（保育園・幼稚園課）

（9）社会的養護自立支援拠点事業の実施状況について（子ども・若者支援課）

（10）こども性暴力防止法施行の概要について（子ども・教育政策課）

（11）今後の児童福祉審議会の年間予定について

【配布資料】

資料1 第3期中野区児童福祉審議会委員名簿

- 資料2 中野区児童福祉審議会委員 区関係部課長及び事務局名簿
- 資料3 令和7年度年間報告
- 資料4 里親制度の充実に向けた取組みについて
- 資料5 「子ども中心」の取組みについて
- 資料6 共同親権等の導入に伴う区の対応について（別紙あり）
- 資料7 こども誰でも通園制度について
- 資料8 社会的養護自立支援拠点事業の実施状況について
- 資料9 こども性暴力防止法施行の概要について
- 資料10 令和8年度中野区児童福祉審議会年間日程表

午後6時30分 開会

○事務局（子ども政策調整係）

皆様、お待たせしました。今日ご出席予定の委員の先生、オンラインの方も含めて、今ご出席なさいましたので、第3期第2回中野区児童福祉審議会を始めさせていただきます。

私は子ども教育部子ども・教育政策課、子ども政策調整係の西川と申します。本日は次第1の委嘱式は私が、次第3の区の関係職員の紹介は、子ども家庭支援担当部長の森が進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次第2及び次第4以降は川松委員長に進行をお願いさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

なお、本日は秋山委員、熊上委員からご欠席のご連絡をいただいたところです。オンラインで、野澤委員、木村委員、芳賀委員の3人の方がご参加をされております。なお、木村委員は本日19時半までのご出席の予定になってございます。

早速ではございますが、次第1、第3期中野区児童福祉審議会の委嘱式を始めさせていただきます。

本日、区長の代理といたしまして、子ども家庭支援担当部長より委嘱状をお渡しいたします。私がお名前をお呼びしましたら、お席のほうでご起立くださいませ。

《委嘱状交付》

○事務局（子ども政策調整係）

続きまして、委員の委嘱にあたりまして、子ども家庭支援担当部長の森よりご挨拶を申し上げます。

《子ども家庭支援担当部長挨拶》

○事務局（子ども政策調整係）

以上をもちまして、第3期中野区児童福祉審議会の委嘱式を終了させていただきます。

それでは引き続きまして、次第2へ移らせていただきます。

本日は13名の委員の方のうち、11名の方にご出席いただいております。委員の半数を超えておりますので、本審議会は有効に成立している状態です。

なお、議事録の作成のため、会議の内容を録音させていただきます。議事録は中野区ホームページにて後日公開いたします。議事録には発言者氏名を記載させていただきますので、ご承知おきください。

それでは、これより議事の進行を川松委員長にお譲りいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。

○川松委員長

こんにちは。皆様、お疲れさまです。よろしくお願いいたします。

第3期に入ったということで、児相が開設されて4年がたって、5年目に入ったということで、中野区のほうでは、様々な取組を着実に進めてきておられるなというふうに思います。引き続き、お子さんたちのためにより取組が進められるように、協力していけたらと思います。

今回からお加わりいただいている委員の方も含めて、新しい体制となります。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、委員の皆さんの自己紹介ということで、名簿の順番に従って、簡単に結構ですので、自己紹介をお願いしたいと思います。

《委員自己紹介》

○川松委員長

皆様、どうもありがとうございました。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次は事務局側の紹介をお願いいたします。

《関係部課長及び事務局自己紹介》

○川松委員長

ありがとうございます。ここまででセレモニーが終了ということで、ここからご報告に入りたいと思います。

まず最初は、昨年度の、令和7年度の各部会の報告ということになります。順次3部会から報告をお願いいたします。

ではまず、最初に里親認定部会の上鹿渡部会長からお願いいたします。

○上鹿渡委員

里親認定部会からご報告申し上げます。

昨年度は開催回数が3回となっています。もともと6回予定されておりましたが、候補が挙がらない回もあり、その回はほかの審議事項がないかどうか確認いただいた上で、何もない場合には開催なしとなっておりました。

その代わり、タイミングを逃さずに、ここにあるとおり、養育里親3件、養子縁組里親1件が認定されております。特に大きな問題等なく、運営されていたかと思います。

それと実は、前の年も同様に6回予定していただいて、やはり3回の実施ということに

なっていました。その際に、次年度、これは7年度ですね。一応、計画としては6回、おむね2か月1回ペースで予定を入れてくださいとお願いして、そのようにしてくださいました。これは候補者が挙がったときに、タイミングを逃さないように認定ができるようにというふうに思ったからなのですけれども、今回の3回で2年続きましたので、6回の会議は多過ぎるのではないかとと思われるかもしれないと思っております。

里親候補者、希望者のタイミングを逃さないようにするという意味では、次年度も一応2か月に1回で予定はしておいていただいて、ただ、お忙しい先生方が多いので、今回はないということが分かれば早めに判断をして、その回は流すというような対応にしていただけたらと思っております。6回を5回にするぐらいはありかなとも思うのですが、3回が2回続いたから3回となってしまうのは避けていただけたらと思います。もう少し様子を見て、まだ里親を増やそうとしている状況ですので、回数についてはご配慮いただけたらと思っています。

候補者が挙がったのに、4か月とか半年待ちとなると、家庭の状況が変わってしまうこともあるかと思えますし、今回も、もともと予定されていたものの、第1回と4回と6回の会議が流れたのですけれども、2回目、3回目は連続で実施されるということで、タイミングを合わせてできたのではないかなと思っております。

よろしくお願いいたします。

○川松委員長

ありがとうございます。里親認定部会に関しまして、何かご質問、ご意見などございますか。よろしいでしょうか。

続きまして、権利擁護部会です。権利擁護部会は、私のほうからご報告いたします。

権利擁護部会は、去年は8回開催されまして、今までの中では最も多い回数だったかと思えます。

28条申立てケースがいくつかありました。審議件数で、(1)が6件になりますけれども、これ全部が28条ではなかったかなと思いますけれども、28条のケースが結構ありました。

それから、(3)の報告事例ですけれども、昨年度は非行ケースの家裁送致事例がやや多かったなという印象です。1年間で、たしか4ケースあったかなと思いますが、多い印象です。東京など都市部で、非行ケースの相談件数がここ4年ぐらいで増えてきていますけれども、コロナが終わってから増えてきている印象です。都市部、ほかでも増えているとこ

ろがあるようですので、この傾向は今後続くのかもしれないなという気がします。

28条ケースだと、やはり心理的虐待の事例が多かったような気がしますけれども、お子さんが帰りたくないというようなことをおっしゃる事例が多いと思うのですが、心理的虐待について申立てするときの、論拠を構築していくというのは、なかなか難しいところだと思うので、その情報収集をして、立証していくというところで、ご苦労があるかなと思います。そのところで意見がいろいろと出されていたかなと思います。

情緒的にとても不安定になっていらっしゃるお子さんもおられるので、施設入所しても、その先、結構大変だろうなということで、継続して施設とともに心理的ケアを充実していただくことが必要ではないかということで、心理的ケアに関して、様々なご意見が出ていたかなというふうに思います。

以上のような状況でした。

権利擁護部会につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

そして、この部会では、去年10月から被措置児童等虐待の対象拡大、保育園や学童保育など、かなりたくさんの事業所内虐待について、対応することに、児童福祉法改正によりなりましたけれども、この権利擁護部会で、それを報告いただくことになっております。必要に応じて審議をしていくということになっておりますけれども、去年は3ケースの報告を受けているということになりました。以上です。

よろしいですか。

続きまして、保育部会について、ご報告をお願いいたします。新開副委員長、お願いいたします。

○新開副委員長

昨年度の保育部会は、合計4回開催されました。第1回が乳児等通園支援事業所設置認可1件、第2回が保育所の計画承認が1件と、乳児等通園支援事業所設置認可が4件、第3回が保育所の計画承認1件、第4回が設置認可2件ということでした。

資料7に出てくると思うのですが、試行的に昨年度行われていて、今年度、本格的に実施される「こども誰でも通園制度」の認可ということでしたので、第1回の宮園保育園の件のときに、審議結果は適当としたのですが、本事業が安定的に運用できるように、区としてしっかりサポートしていただきたいという附帯意見をつけて、答申させていただきました。ほかの件についても同様ののですが、一度そういう附帯意見をつけたので、残りの件に関しては、全て審議結果は適当で、附帯意見なしということで答申

させていただきました。

簡単ですが、以上です。よろしくお願いいたします。

○川松委員長

ありがとうございました。保育部会について、何かご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、次の審議事項に入ります。次は、次第5「里親制度の充実に向けた取組について」、ご説明をお願いいたします。

○児童相談所長

《資料4について説明》

○川松委員長

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見がございましたら、お出しいただきたいと思いますけれども、いかがですか。

上鹿渡委員、お願いします。

○上鹿渡委員

ご説明いただきありがとうございました。

取組の中でも、8枚目、9枚目のスライドの関係機関連携で、自分の区の中で、いろいろな領域の方々に里親のことを知ってもらおうというのは、すごくいい取組だなと思いました。こういう特別区だからできることで、県だと、これは市町村に知らせてほしいのですが、なかなかそこに届かないので、そこができるかなと。

それができるのだったら、最後のところの、ここに実親というか、親も入って、親と一緒に里親と子どもを育てるという発想が、特別区だとできると思うのですね。横のところ、普通の都道府県だと、そこは市町村なのでなかなかできないのですけれど、ここはそれもあるのではないかなと思うので、ぜひそういう発想でやっていただきたいなと思いました。

あと、すごくいろいろなところに知らせて、養育チームとか応援チームみたいなところで、周知して、チームをかなり広くつくれそうな感じにもなっていると思います。それを実際、どうチームにしていくかというときに、今、QPI(Quality Parenting Initiative)といって、米国での里親のチームの作り方を、今日本でも、長野県と山梨と、札幌と静岡あたりで、いろいろな自治体で、どうやって里親さんと対等なチーム、パートナーとして、親と一緒に子どもを育てる里親さん、パーマネンシーに貢献できるような里親養育をやりたいと、今、実際に始まっています。

NPOの家庭養育支援機構というところで、そういったものをいろいろ広報もしていますし、研修もやっているんで、ぜひ、そのあたりも取り入れていただけたらと思います。数はまだこれから増やしていくのですが、だからこそいい里親さんというか、良い里親養育のチームをつくっていきやすいと思うのですね。多くなってしまってからやると、なかなかやりにくいのですが、少ないうちだと最初からいいやり方を入れられると思うので、ぜひ取り組んでいただけたらと思います。必要でしたら、いろいろ紹介しますのでお知らせください。よろしくお願いいたします。

○川松委員長

ありがとうございました。ほかの方はいかがでしょうか。

中野区さんは、ショートステイには、里親さんは協力家庭として登録されているのですか。

○児童相談所長

里親さんの中で、今、1組か2組は協力家庭をやっていただいております。実際、協力家庭という活用よりも、一時保護委託ですとか、そちらのほうで実績を積んでいただいているケースのほうが多いかなといったところが現状になります。

○川松委員長

緊急保護里親のような形というのは、検討をされるのかということはないのでしょうか。

○児童相談所長

中野区の里親さんの特徴なのですが、やはり共働き世帯が多いということで、緊急的にお子さんをお願いすることが、なかなか難しいところがございます。

ただ、実は令和7年、昨年度の実績の中でも、なかなかお子さんを預ける場所がないときに、里親さんに一時保護委託をさせていただいたところもございますので、そういった中では結構有効に、待機中の里親さんですとか、あと、実際に里子さんを預かっているご家庭でも、ちょっとご相談すると、「じゃあ」と言って引き受けていただいている場合もございますので、そういったところは、私どもも一時保護委託先としては視野に入れつつ、運営を行っているといったところでございます。

○川松委員長

あと、フォスタリング機関は里親支援センターという形に切り替えていかれるのかどうかというのは、中野区としては、今後の方向性は何か検討されていらっしゃるのですか。

○児童相談所長

里親支援センターへの展開に関しましては、中野区がフォスティング機関ということで、委託を行ったのが昨年度からというところがございます。少なくとも3年間はこのままの形で、フォスティング機関でやっていけるといいかなというふうに思っておりますが、その後、周りの状況を見定めて、フォスティング機関から里親支援センターへの転換に関しましては、検討を進めて、国が里親支援センターのほうを第一義的には進めておりますので、どのタイミングで、そこに切り替えていくかは、フォスティング機関の運営状況を見ながら検討ができるといいかなというふうに考えているところでございます。

○川松委員長

ありがとうございました。東京都のほうも、3年ぐらいかけてフォスティング機関の効果測定というか、効果検証をした上で、その後、方向性は検討するようですから、ゆっくりでもいいのかもしれませんが。ありがとうございます。ほかにはよろしいですか。

ありがとうございました。続きまして、次第6「『子ども中心』の取組みについて」、ご説明をお願いします。

○児童相談所副所長

《資料5について説明》

○川松委員長

ありがとうございました。様々な取組を進めておられるなど、改めて思います。ただいまのご報告につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。

○片倉委員

3枚目のスライドだと思うのですが、家庭相談の仕組みの中の、児童館に相談機関を置くというのは、どんな体制でしょうか。福祉職が相談を受けるというふうに、ここに書いてありますが、どんな体制で行われるのかというのを伺えればと思います。

○子ども家庭支援担当部長

子ども家庭支援担当部長の森です。児童館の担当課長が今日出席していないのですけれど、児童館のほう、私、所掌しているので、お答えをさせていただきたいと思います。

この福祉職なので、そもそも児童館には館長や職員を含めて、福祉職が配置されております。ということが1点と、この基幹型児童館という形で運用を始めてから、利用者支援専門員という、相談を受ける国の制度の専門員がいるのですけど、その職員を会計年度任用職員として雇用して、これは9か所なので、それなりの保育というか、児童相談の経験があるような職員が配置されていて、一定研修も受けて、利用者支援

専門員ということではあるわけですが、その職員が、普段から児童館に来てもらっている子育て世帯や親御さんと、常にそういう普段の話をする中で、いろいろな相談事を受けて、必要に応じて関係機関につないだりといったようなことを、今、児童館のところではやっているところでございます。

○片倉委員

そうした相談の裾野が広がっていくということは、すごくいいことだと思うのですが、こども家庭支援センターとか児相と、連携をどのようにしていくのかということも、教えていただければと思います。ありがとうございました。

○須江委員

ご報告ありがとうございました。すごく興味深い活動だなと思って聞かせていただきました。私のほうからお尋ねしたいのは、担当児童福祉司さんの担当ケース数、大体どれくらい持っているのか。1ワーカーが何件くらい今担当しているのかということが1点。

それから、1児童についてこれだけのことをやろうとすると、多分職員が1人ではないと思う。例えば心理司ですとか、一時保護になったら、別に誰かが入るとか、そういったようなチーム制みたいなものを敷いていращやるのかどうか。この2点、お尋ねしたいと思います。お願いします。

○児童相談所副所長

まず1点目の持ちケース数ですが、これは東京都と比べると半分くらいのケース数になるかなというふうに思っています。前年度の、年間の平均ですと、40件は切っている状況で、時期的なものもあるのですが、大体平均すると35とか、そのくらいのケースで、ずっと1年間かなというふうに思っています。

もう1点、チーム制ですが、これは特に一時保護をしたということで、新しい職員がつくということはないです。

ただ、ケースの内容によっては福祉司だけではなくて、心理司がついたりということもありますし、あと、例えば法的対応ですとか、そういったことが出てきたときには、職員を支援するチームがありまして、その職員がサポートに入るという形は取っています。

それから、日常的に先輩の福祉司が、後輩の福祉司の相談を受けられるような機会を設定しておりまして、これはサロンというような形で、定期的に職員の悩み事を聞いていくみたいな取組もやっているというところです。

○須江委員

ありがとうございました。

○川松委員長

ありがとうございます。社内サロンみたいな。面白いですね。私から伺いたいのは二つあって。

一つは、援助方針会議にお子さんが参加されたときって、職員は何人ぐらいで、その援助方針会議をやられているのかなということが気になったので、一つ伺いたいのと、もう一つは、権利ノートですけど、東京都が新しいのを作りましたが、権利ノートについては、児相職員の皆さんは、毎年研修するとか、権利ノートについて所内でディスカッションをする場があるとか、あるいは、子どもへの説明の仕方について、みんなで研鑽されているのかどうか、権利ノートの説明は入所のタイミングだけでされるのか。自治体によっては、毎年必ずルーティンになっていて、施設に行って、権利ノートのことで、子どもと対話をするというのがルーティン化されている自治体もあったりするのですけれど、そのためのロールプレイを含めた研修をしっかりとやられているような自治体もあるのですが、この権利ノートについては、入所後も継続して子どもとの間で対話されているのかとか、権利ノートに関するところ、どうされているかを伺いたいなと思いました。

○児童相談所副所長

まず1点目の、援助方針会議に参加している職員の人数ですけれども、子どもと打合せをして、どのくらいの人数だったら安心して参加できるかなみたいなことも聞いたりしています。「僕は何人でもいいよ」とか、「私は何人でもいいよ」というときは、管理職、係長とかが、ほとんど全員出ていくということで。ただ、段取りはすごく丁寧に組んでいまして、質問がたくさん重ならないようにとか、おおよその役割分担みたいなのは、事前にしていくということは、配慮しているところです。

もう1点目の権利ノートについてですけども、新しくなった権利ノートを持っていくタイミングで、しっかり職員に研修は入れています。そして、それぞれの担当福祉司が子どもに説明するときにばらつきがないように、簡単なマニュアルみたいな、低学年用、高学年用というものをつくって、それを担当福祉司それぞれに渡して、最低限のところの説明は、誰でもできるようにということで、そういう簡易マニュアルみたいなものをつくって、一緒に持っていってもらおうということに取り組んでいるところです。

○川松委員長

ありがとうございました。上鹿渡委員、お願いします。

○上鹿渡委員

今の意見の伝え方のところのスライド、「3人、1人、1人」となっているのですが、これは全員どれかなのですか。それか、これはもう嫌だと言って、特に、これのどれも選ばなかったとかいう子もいたりするのですか。

○児童相談所副所長

出ない子がほとんどで。

○上鹿渡委員

じゃあ、一応、全員にあるよと言って、手段を伝えるのだけど、これはどれぐらいの割合なのですか。全体のうちの何割ぐらいが、この5人でしょうか。

○児童相談所副所長

数パーセントです。ただ、「こういうことに参加できるのだよ」というのは、全員にもれなく言うようには心がけています。

○上鹿渡委員

分かりました。この辺がもう少し増えていくやり方とか、これをやった子にちょっと感想とか、言っているのか分からないですけど、そういうのが知れ渡っていくとかしたら、やはり言ったほうがいいよなど。これ、慣れていないので、選択肢をかなり工夫されていると思うのですが、それでもやはり、知らないし、やったこともないことなので、せっかくのチャンスが生かされていないかもしれません。これは、素晴らしい取組だと思うので、ぜひ増やしていくようなことを考えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○川松委員長

今のところ、児福審へのお子さんからの申立てはまだないですけど、それについては一応、福祉さんは、全ての一時保護児童に説明はされているのですか。

○児童相談所副所長

全てとは言いきれないかと思いますが、なるべく忘れないように説明をしてほしいということは伝え続けているところです。

○川松委員長

山本委員、お願いします。

○山本委員

今、映し出されているスライドなのですが、「意見の伝え方はどれがいい？」というふ

うに聞いて、3人がこの①ということですかね。この5つを見た中で、ほとんどが⑤をケースワークでされているということなので、ほとんど大人が代わりに話しているのではないのかなと思ったので、そういうことでいいですかね。聞いたらこうなってしまったということですよ。

○児童相談所副所長

そうです。

○山本委員

ありがとうございます。

○川松委員長

この⑤は、自分の代わりに出席してもらう人を、児相職員以外で、ということですか。

○児童相談所副所長

違います。担当の福祉司、心理司が。

○川松委員長

ありがとうございました。では、この件については以上とさせていただきます。

次、次第7「共同親権等の導入に伴う区の対応について」、ご説明をお願いします。

○子育て支援課長

《資料6について説明》

○川松委員長

ありがとうございました。では、この件につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。

4月以降に児相の業務運営の上で、具体的に何か支障が生じるような事例はあったりされたのですか。

○子育て支援課長

今のところは、そういう状況にはなっておりません。

○川松委員長

ありがとうございました。どんなことが起こるか、どこでも戦々恐々として始まっているようでしたね。では、特によろしいでしょうか。

次は、次第8「こども誰でも通園制度の本格実施について」、ご説明をお願いします。

○幼児施設整備担当課長

《資料7について説明》

○川松委員長

ありがとうございました。では、ただいまのご報告につきまして、質問、ご意見がございましたらお願いします。オンラインの方、ご発言がありましたら、ミュートを外してご発言くださいね。よろしいですか。

では、次の議題に移らせていただきます。次第9「社会的養護自立支援拠点事業の実施状況について」、ご説明をお願いします。

○子ども・若者支援課長

《資料8について説明》

○川松委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見はございますか。

○上鹿渡委員

ありがとうございます。最後の、区の独自の給付型奨学金事業を、この自立支援拠点事業において実施すると、すごくいい形だなと思って。これはぜひ、いろいろやり出したら発信してもらいたいやり方だなと思いました。あと実績のところ、医療支援事業が一番活用されていないというか、これはもっといくかなと思っていたのですが、実際に聞いてみると、特に心理相談とか、精神科への通院とか、困ってる人たちは多いはずなんですけれど、このぐらいになっているというのは、何が。知れ渡らないのか、分かっても一緒に行ってくれと言わないのか、使いたがらないとか、何かここが少ない理由とか、分かることがあれば教えていただきたいと思いました。

○子ども・若者支援課長

こちらの医療支援事業については、区としても事業を構築する前に、やはり虐待経験だとかがあると、心理的なところで、施設を退所した後、また社会生活で思い出してしまったり、進学とか就職をしている中で、なかなか難しいところもあるだろうということで、このメニューを設けたところなのですが、おっしゃるとおり、実績としてはとても少ない状況で、ここについては、令和6年の9月から始まったというところで、そういった実績の少なさとか、事業者とも月1回はミーティングを設けて、そういったところも、もっとよりよく分析をして、もしかしたら広報に問題があるのかというところも、今後見えてくるかなと思いますが、そういったところも踏まえて、本当に使ってほしい人に手が届いていないのか、どうなのかというところも含めて、今後、分析・情報収集をしたいなと思っ

ております。

○上鹿渡委員

ありがとうございます。もしかしたら大学の、奨学金の、中退で終わってしまう子たちの中に、こういう、本当はニーズがあるけど、つながらなくてという子も結構いるのではないかと思うので、そこと合わせると、ここが増えるのかもしれませんが。今、聞いていて思いました。

○子ども・若者支援課長

そういったところも踏まえて分析したいと思います。ありがとうございます。

○川松委員長

ほかにはいかがですか。これは施設入所経験がある方だけではなくて、一時保護だけで終わった方とか、あるいは児相、こども家庭センターを含めて、どこからも支援を受けてこられなかったけれども、今、困っている若者の方も利用できる対象になっているのですよね。

○子ども・若者支援課長

そうですね。今スライドのほうに映し出させていただいた対象者の(4)に当たるかなと思います。実際、施設に措置されていなくとも、そういった通告をしたとか、虐待の通告をしたとか、あとは、そういった虐待経験がある方についても、経済的な支援というところは、なかなか対象になりにくいところはあるのですけれども、その支援計画の作成だとか、生活補助支援だとか、学び・交流支援というところは、そういった方でもご活用できるようなものになっておりますので、そういった方にも、ぜひこういった事業を活用していただければと、広報面も含めて取り組んでいるところになります。

○川松委員長

ありがとうございます。そうすると、児童養護施設にいらした方は、施設から情報が得られると思うのですが、それ以外の、これまで支援が届いていなかった若者の皆さんには、なかなか情報が届かないと思うのですが、そのあたりの情報をどう届けるのかということとか、その人たちがアクセスしやすくするには、これは事業者がどこでこの事業をされているのか分からないのですけれども、もし、区内の児童養護施設の人たちが集まる場みたいところでやられてるとしたら、ちょっと行きにくいかなと思ったりするのですが、そういうあたりって、どういう工夫をされているのかなと伺いたいと思ったのです。

○子ども・若者支援課長

区としても、やはりそういった措置経験のない方についての広報というのを、課題として感じているところです。ホームページだとか、そういったところで、区としては広く周知しているものの、なかなか行き届いていない現実もあるのかなというところがありまして、そういったところも事業者と話しながら、今後工夫できればなと考えているところです。

○須江委員

ありがとうございます。どんな子どもも使える可能性があるというのを、学校とか、そういったところで、例えば中学校を卒業するときとか、そういったときに、「この後、こういうことがもしあったら、こういう制度があるのだよ」と、「中野区はこういう支援をみんなにこの後もやってるんだよ」みたいなことを伝えられる機会とかがあったらいいのかと思いました。以上です。

○子ども・若者支援課長

ありがとうございます。当課が事務局となっている要保護児童対策地域協議会だとか、子ども・若者支援地域協議会だとかでも、構成機関に教育機関が入っていたり、何かそういった情報提供する場合は、もっと探ればたくさんあるのかなというところもありますので、既に代表者会議、代表者の方の会議ではやっているところになりますが、もっと実務経験者のレベルの、第2層、第3層の会議で、もっと周知・工夫ができないかというところに取り組んでいきたいと思います。ありがとうございます。

○川松委員長

ありがとうございます。それにしても、充実したメニューですね。ありがとうございました。

では、次第10「こども性暴力防止法施行の概要について」、子ども・教育政策課長からご説明をお願いします。

○子ども・教育政策課長

《資料9について説明》

○川松委員長

ありがとうございます。では、今のご説明について、ご意見、ご質問はございますか。

○黒田委員

国のガイドラインで、一つ、どうなっているのか分からないのがあって。被措置児童等虐待で、施設で性的虐待があった場合って、これまで処分して、解雇しておしまい、警察

には持っていないというのがほとんど全部だと思います。それは東京都への報告も当然しているわけだけど、どこにも持っていったいないのがこれまでなのだけど、そこをどうするのだという。

というのは、法務省の、登録してあるところに載せるには、司法に通告しないと載らないのです。だけど、そこをどういうふうにするのだというのは、どこにも書いていない。法人施設としては、解雇すればおしまいなので。通告を受けた自治体のほうも、「ああ、そうですか」で終わってきたのです。誰も警察には持っていったいないから。

3月末に出ていたニュースで、ほとんどみんな気にしていなかったと思うけれど、埼玉の乳児院、それから大阪の保育園、それから山形の乳児院で、2年数か月の間に分かったので、25人ぐらい被害を受けたというのがニュースになっていたと思うのですが、結局、分かっても通告しないというか、警察沙汰にしなければ、そういうことはいくらでも。

過去にも、関西のほうで問題を起こして、東京の施設に再就職をしても、東京の施設は関西のほうまでネットワークがないから調べようがないとか、そういうことについては、この国のガイドライン、すっぱり抜けているんだよね。中野区としてはどうするのでしょうか。

東京都にも「国に言ってくれ」と言ったのです。「質問して聞いてくれ」と。なんだけど、そこがはっきりしないのです。だから、過去のことを言うと、ほぼ九十何%は警察沙汰になっていない。だから、うちの就業規則には、こども性暴力防止法のことも当然、そういうのにも関わるかどうかもあるのだけれど、被措置児童等虐待を並べて載せておいた。というのは、そういう過去のことがあるから、そういう事実で処分されたことも、処分歴も当然履歴書に書かなければならないのだけれど、隠蔽していた場合は解雇するというか、採用しないというので、今の時点で分からないから、両方書いておこうといって、就業規則に両方を書いておいたのだけれど、これをどうするのかなというのは、かなり。現場としては。

○川松委員長

ありがとうございます。何かコメントございますか。

○黒田委員

国に問い合わせろとしか言いようがない。

○子ども・教育政策課長

貴重なご意見どうもありがとうございます。確かに、ガイドラインにも記載がなく、お

っしゃるように、特定犯罪歴を確認する、その前に、警察当局と所属等にその情報がなければいけないということがありますので、それが無いものはどうするのだということになります。

フローを構成する要素において、不足している部分がありますというところで、私どもの立場からも、上級職を通じて要望してまいりたいと考えております。

○川松委員長

盲点ですね。ありがとうございました。

○黒田委員

採用する側としては、そこは重大問題なので。

○川松委員長

ほかには何かありますか。よろしいですか

それでは最後に、次第１１「今後の児童福祉審議会の年間予定について」、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（子ども政策担当課長）

《資料１０について説明》

○川松委員長

ありがとうございました。では、ご確認ください。

それでは、今日の次第、報告は以上で全て終了ということになります。そのほか、何か全体を通してございますか。何かご意見がありましたら。オンラインの方、話していただく機会を設けられませんでしたけど、もし何か、そのほかございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

では、長時間にわたりまして、皆様、お疲れさまでした。以上で本日は終了ということになります。事務局のほうからご連絡をお願いします。

○事務局（子ども政策調整係）

長時間お疲れさまでございます。

事務局から最後の連絡です。本日、自転車等でお越しの方がいらっしゃいましたら、駐車券の割引処理等を行いますので、事務局の私のほうまでお越してください。

私からは以上になります。

○川松委員長

それでは、本日はこれで終了となります。皆様、どうもお疲れさまでした

午後8時22分 閉会